資料2－1

議題２　学校遊具等の安全点検と点検結果を踏まえた対応について（豊田市提出）

市名	回答		
	(1) 点検実施の有無	(2)【点検を実施している場合】	
		ア　実施方法(直性･委託)や点検内容	イ　点検結果に対する取り組み内容や課題
名古屋市	○	年1回屋外体育施設等安全検査を実施。 【点検内容】鉄鋼物膜厚測定二点測定（1用具・機械検査）・鉄鋼物減肉検査・骨格検査・エンドリング測定（チェーン等のリングの継ぎ目点検）・音響検査・検視検査・検査済体育施設写真撮影 【委託業者】株式会社田中技巧	点検の際には学校側は必ず立ち会い、点検作業の検査をした学校・園長又はその代理人は、業者の持参する「確認書」に確認の印を押印する。 危険を指摘された施設等については、学校予算等において早急に修繕するよう努める。 点検結果により破損・腐れ・不良・亀裂等の指摘があった施設の対応状況を各学校から教育委員会へ報告する。
豊橋市	○	保守点検及び書類作成業務を委託にて実施。 「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び「遊具の安全に関する基準」で定める定期点検に準じて、劣化診断を年２回実施。	使用不可となった遊具については、速やかに使用禁止とし、補修又は撤去している。全体的に劣化が進んでいるが、補修や新設に割ける予算も少ないため、遊具の台数や安全性の確保が課題となっている。
岡崎市	○	平成22年に設置基準点検を業者委託により実施。 機能や塗装の総合判定を出して、安全領域不足等の指摘事項を確認した。	古い遊具が多く、設置基準点検で指摘のあった全ての遊具を使用停止や改修することは不可能であったため、危険なものを除き使用を続けている。年４回の保守点検を委託しており、ハザードが出た遊具は使用停止や撤去の対応をしている。遊具の改修については、設置基準に適さない遊具の中から使用禁止判定が出ているものや劣化の激しい遊具を優先して更新している。
一宮市	○	・音響、目視による定期保守点検を年10回行っている。また、非破壊安全検査を年２回実施しており、鉄鋼物膜厚測定、鉄鋼物減肉検査、エンドリンク測定、骨格検査、音響検査、目視検査を行っている。 ・発注業者　小学校：ピーエッチコーポレーション㈱　中学校：高橋造園土木㈲	点検結果に基づき、学校ごとに遊具等の修繕または撤去を行っている。
瀬戸市	○	業者へ点検業務発注。小中学校の遊具・体育器具の点検を行っている	点検結果を基に撤去・補修を行っている 校舎等の改修が多く遊具・体育器具等の整備まで予算対応が難しい
半田市	○	業者委託により実施。 分解等を要さないで対応可能な範囲で、目視診断、触手診断、聴音診断、打音検査、揺動診断を行う。	点検の結果、緊急に修繕を要する又は使用不可の判定を受けた場合、修繕又は更新を検討していく。しかしながら、現状としては、予算を十分に確保することができず、使用禁止又は撤去の対応せざるを得ない場合があることが課題。
春日井市	○	実施方法：入札にて遊具メーカーへ業務委託（令和２年度から実施） 点検内容：一般社団法人日本公園施設業協会発行の遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014　2014年6月版に準じて、規準点検及び劣化点検を年１回行う。 ※令和元年度までは劣化点検を年３回実施。	取り組み内容：点検結果により、修繕・取替・撤去の対応を判断する。 課題：修繕等が完了するまでの間は、使用禁止の措置をとることから、授業で使用する鉄棒等の場合、取替が終わるまでの間、授業で使用できなくなる。
豊川市	○	・業務委託により定期点検を年１回実施しております。 ・点検内容については、（一社）日本公園施設業協会が規定する「定期点検総括表」「定期点検表」に基づき実施しております。	・単体遊具については、平成２８年度から令和２年度の５ヶ年で計画的に遊具の更新を行っており、危険遊具（点検結果によりC判定以上）については更新時にあわせて撤去しております。
津島市	○	年間で2回、業者による点検を実施。	指摘事項については、なるべく早く修繕するようしているが、修繕費の確保に苦慮している。
碧南市	○	年２回、業者委託にて点検（うち１回は非破壊安全検査を実施）を行っている。	点検の結果、劣化が見られたものを修繕または撤去等しているが、それ以上の取り組みは行っていない。他市の取り組みを参考にしたい。
刈谷市	○	業者へ委託 ・精密検査年１回実施（非破壊検査、骨格検査、エンドリンク測定、音響点検、目視点検） ・定期点検　年２回実施（目視（音響）点検、調整、締め付け、交換部品、給油、分解）	予算の都合上、すべての点検結果に対応することができないので、早急に対応が必要なものなど、優先順位の高いものから補修を行っています。
豊田市	○	業務委託【日本公園施設業協会（JPFA）の有資格業者】による小学校屋外遊具等の安全規準点検（都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）を参考にした点検を実施	点検業者を同行させて市内全小学校（75校）を訪問し、遊具を直接確認しながら指摘箇所の説明を行った。学校が遊具の撤去を希望される場合は、順次、撤去実施の予定である。 撤去後にどのような遊具を設置するかが課題である。
安城市	○	点検業者（令和元年度はモービルプランニング株式会社）への委託にて、小中学校の遊具・体育用具及び国旗掲揚塔の安全点検を年間２回実施しています。 また、学校教員による日常点検により不具合がある場合は、報告書を提出してもらいます。	点検結果がC以下のものは修繕または撤去を行っていますが、計画の策定は行わず、点検結果を基に随時対応しています。 学校からの不具合報告については、総務課にて修繕の必要性の有無を判断しています。
西尾市	○	年２回の定期保守点検、年１回の非破壊安全検査を実施しています。	点検結果で修理が必要や修理不可能のため撤去と報告があったものに対して修理、撤去を行っています。
蒲郡市	○	・業者にお願いをしている	・点検結果を基に使用禁止措置、修理、撤去等の対応
犬山市	○	今年度は随意契約により㈱東海遊具製作所に委託をしている。 年４回点検を実施。目視・触診、聴音、打音、振動により老朽化を診断している。	授業で使用するような鉄棒等の体育器具の修繕を優先的に行っており、遊具のような設備の修繕に割り当てる予算が乏しいことから、当該設備が安全な使用に耐えない場合は除却せざるを得ない。

資料2－1

議題２　学校遊具等の安全点検と点検結果を踏まえた対応について（豊田市提出）

市名	回答		
	(1) 点検実施の有無	(2)【点検を実施している場合】	
		ア　実施方法(直性･委託)や点検内容	イ　点検結果に対する取り組み内容や課題
常　滑　市	○	点検業務を日本体育器械株式会社へ委託しており、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び「遊具の安全に関する基準」を参考に点検を行っている。業務内容としては年間３回の定期点検及び１回の簡易非破壊検査になる。	点検結果をABCDの４段階で判定しており、D判定となった遊具については点検後、直ちに使用停止措置を行い修繕を行っている。課題としては修繕費が高額となった案件の予算確保である。
江　南　市	○	委託により発注。年に2回定期点検を行い、劣化状況の診断判定を報告書にて確認。	点検結果報告書の中で、C～E判定の遊具を優先的に修繕しているが、全体的に老朽化が進んでおり全てに対応できない状況である。
小　牧　市	○	委託により、遊具の劣化点検業務及び日常点検業務を行います。劣化点検は、（一社）日本公園施設業協会が規定する「定期点検総括表」　「定期点検表」、「特別定期点検表」に基づいて実施し、日常点検は、目視診断、触診診断、聴音診断により、遊具の異常や劣化などの有無を調査します。	遊具の異常や劣化があった場合は、修繕し、著しい劣化に修繕が不能な場合や多額の修繕料がかかる場合は、撤去や更新を検討します。
稲　沢　市	○	委託	A～Dで評価された遊具のうち、Dを中心に予算の範囲で修繕、更新等を実施している。
新　城　市	○	実施方法については、外部委託しています。点検方法については、年間で定期点検を３回、非破壊安全検査を１回の計４回実施しています。 委託業者は、新城市へ入札参加資格「遊具管理」を希望し、登録している業者の中で入札をして決定しています。	老朽化した遊具が多く、今後の整備方針や計画の作成が必要と考えています。
東　海　市	○	市内小中学校に設置してある遊具を年2回点検作業と非破壊検査を実施するために業者委託を行っている	点検結果報告書に応じて、評価が悪いものについては、撤去や修繕等を行う。また、撤去や修繕の着工に時間がかかる場合については、使用禁止札を設置し、遊具の使用を禁止している
大　府　市	○	大府市でも業務委託による小学校屋外遊具等の安全規準点検（都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第２版）に準じた点検）を行っております。 令和2年度委託(委託業者：中部パークシステム㈱（名古屋市）　契約金額：1,100千円　小中学校全13校)	点検結果より、小学校遊具を優先に更新及び撤去を行い、令和2年度に完了予定です。
知　多　市	○	実施方法は委託で、点検内容は各小中学校の屋外に設置した体育用具及び遊具の定期点検を年２回（内１回は非破壊安全検査を含む）行っている。	各２回の点検で出てきた不具合箇所や危険個所については、修繕等で対応している。
知　立　市	○	委託にて実施（モービルプランニング㈱、精密検査：年1回、定期保守点検：年5回）	点検結果に基づく修繕・撤去・設置を実施しているが、老朽化が進んでいるものも多く、財源の確保が課題
尾張旭市	○	委託業者により２か月に１回の日常点検を実施。 点検方法については、有資格者による目視診断、触診診断、聴音診断などの日常点検としている。	・各遊具・体育器具の点検結果を報告書として提出させ、修繕及び工事の実施可否を判断している。また、学校へ市教委から点検結果を通知している。 ・現行の基準に合っていない遊具が老朽化により更新が必要となった場合、同一の場所では隣接する遊具との離隔等が基準に適合しないため、残置することができない等の課題がある。
高　浜　市	○	委託にて非破壊検査（年1回）、定期保守点検（年5回）を実施しています。	検査及び点検時の判定結果が基準外の場合、小規模工事にて改修若しくは更新を行っています。
岩　倉　市	○	点検は専門業者への委託で実施しており、令和２年度は㈱東海遊具製作所に委託しています。点検は年１回の定期点検（劣化診断）と年３回の日常点検を行っており、定期点検は水平器や角度計を使用した部材や柱の傾き・ゆがみ・変形等の骨格検査やチェーン摩耗測定、音響検査、目視・触診検査を行っています。また、日常点検は目視・触診検査を行っています。	定期点検結果を基にした、修繕計画の作成や計画的な遊具の修繕・更新には至っていない状況です。
豊　明　市	○	実施方法→委託 点検内容→目視、触診、調整、必要に応じて調整、締め付け、給油、応急措置	点検により早急に回収すべきものについては、教育委員会にて対応している。その他に学校で気になることについては学校で対応している。
日　進　市	○	・施設管理業務委託契約の中で実施している。 ・１年に４回実施している。 ・内訳としては、非破壊検査を１回、定期保守検査を３回としている。	・最適な状態をキープするための修繕費がないため、使用禁止に近い状態になって修繕をやむを得ず実施している。
田　原　市	○	【実施方法】委託 【点検内容】『都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）』に準じた点検	・遊具整備計画が未策定である。 ・今後は学校施設環境改善交付金「防災機能強化事業」を活用して、老朽化した複合遊具の更新を行いたい。
愛　西　市	○	委託　「遊具の安全に関する基準JPFA-S：2014」を準用し、年４回の日常点検（目視診断、融診診断、聴音診断など）を行っている。	長年の遊具点検の方法を変更し、評価が低い判定ばかりなので、現在点検結果をもとに補修等の計画をたて、順次進めていく予定。
清　須　市	○	実施方法：日本公園施設業協会が認定する専門技術者またはこれらと同等以上の知識を有する者が点検を行える業者に委託。 内容：点検は年６回で目視・触手・聴音の診断。	予算の範囲内で、点検結果による修繕又は使用禁止の措置等を講じています。 計画的な遊具の設置等の方針が必要と考えておりますが、現在のところ取り組めていません。

資料2－1

議題２　学校遊具等の安全点検と点検結果を踏まえた対応について（豊田市提出）

市名	回答		
	(1) 点検実施の有無	(2)【点検を実施している場合】	
		ア　実施方法(直性･委託)や点検内容	イ　点検結果に対する取り組み内容や課題
北名古屋市	○	委託契約により、日本公園施設業協会が規定する「定期点検総括表」「定期点検表」等に基づいて実施。 内　容：定期点検を７月に中学校、８月に小学校で実施。 日常点検を11月と３月に小中学校で実施。	点検の結果、問題のあった遊具の撤去や修繕は整備計画により学校ごとに均等に実施する予定だが、予算が学校全体の整備費用の中に組み込まれている為、優先順位として厳しい状況である。当面は、鉄棒やゴールなど授業で必要な遊具のみの修繕となる。学校遊具整備費用として、一括で予算取りをすることも検討。
弥　富　市	○	委託により実施 発注業者：株式会社　星都 内容：定期検査4回／年　非破壊検査1回／年 砂場大腸菌検査１回／年	点検後の評価により修繕の優先順位が高いものについて予算を確保し翌年修繕する。
みよし市	○	・専門業者への委託により、年1回の定期点検（劣化点検）と年2回の日常保守点検を実施しております。 ※H30～R2　委託業者：（株）東海遊具製作所	・点検結果により至急対応が必要なものは予算の範囲内で当年度修繕。それ以外は優先度により、翌年度以降の修繕、工事を計画しております。
あ　ま　市	○	委託：有限会社タイケン 別添仕様書、別紙３・４のとおり	修繕もしくは入れ替えの見積書を依頼
長久手市	○	委託による点検 非破壊安全検査　１回（年に１回） 保守点検作業　３回（学期に１回）	点検結果、判定結果により、修繕を実施していますが、高額の予算を伴う大規模な修繕や取り替え工事は、使用禁止として次年度に予算要求を行っています。